

平成 22 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

（１）地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化

ア 環境省は、これまでも低炭素化社会の実現のため、CO₂に着目した課税が効果的であるとの基本的考え方の下、新税の創設を要望してきた。今般、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とし、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという新しい目標が表明され、あらゆる政策を総動員して実現を目指していかなければならない中、別紙のような地球温暖化対策税の平成22年度からの導入を図る。

地球温暖化対策税は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、

- ・課税によるCO₂削減に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO₂削減への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる。
- ・家庭部門や、運輸部門の多くの部分、各部門にわたる小規模事業者を含め、幅広い分野でCO₂排出削減効果を期待できる。

ことから、25%削減のための最重要な政策手段の一つである。

イ 個別税制のグリーン化については、下記（２）以下のとおり進める。

（２）住宅に係る省エネ改修促進税制

①既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置【延長】（固定資産税）

既存住宅において、一定の省エネ改修工事（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅に係る現行の省エネ基準にそれぞれ新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの。）を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120㎡相当分を限度）から3分の1を減額する措置について、その適用期限を3年延長する。

②認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】（固定資産税、不動産取得税）

省エネ性能も要件に含む認定長期優良住宅に関する固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の軽減措置について、その適用期限を延長する。

（３）自動車の低公害化、低燃費化の推進

①自動車の保有に係る税率の特例措置（グリーン化）【延長・拡充】（自動車税）

電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド自動車・LPG自動車含む）を購入した場合、新車新規登録の翌年度分の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車・LPG車・ディーゼル車等については自動車税を重課する措置について、次世代自動車の一部等を新たに税率軽減の対象とするなど所要の見直しを行った上で、その適用期限を２年延長する。

【現行措置】

<軽減>

電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車（車両総重量 3.5t 以下は☆☆☆☆車、 車両総重量 3.5t 超は重量車☆車） ☆☆☆☆車かつ燃費基準＋25%達成車	概ね 50%軽減
☆☆☆☆車かつ燃費基準＋20%達成車 ☆☆☆☆車かつ燃費基準＋15%達成車	概ね 25%軽減

※☆☆☆☆：平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車

※重量車☆（NOx（又は PM））：平成 17 年基準値よりも NOx（又は PM）を 10%以上低減させた自動車

※燃費基準＋x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車

※各基準を満たすハイブリッド自動車も対象

<重課>

11 年超のディーゼル車等・13 年超のガソリン車・LPG 車	概ね 10%重課
---------------------------------	----------

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車については適用対象外

②最新排出ガス規制適合ディーゼル車等（中古車）の取得に係る特例措置【延長】（自動車取得税）

最新の排出ガス規制等に適合するディーゼル車〔ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車、クリーンディーゼル乗用車〕（中古車）を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、その適用期限を延長する。

【現行措置】

ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 注)	2.0%軽減
----------------------------	--------

注) 車両総重量 12t 超のものについては、平成 21 年 10 月 1 日以降は 1.0%軽減
 ※ポスト新長期規制適合車：平成 21 年又は平成 22 年排出ガス規制に適合した自動車
 ※重量車燃費基準達成車：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5t 超の重量車

クリーンディーゼル乗用車 注)	0.5%軽減
-----------------	--------

注) 平成 21 年 9 月 30 日以前は 1.0%軽減
 ※クリーンディーゼル乗用車：平成 21 年排出ガス規制に適合した車両総重量 3.5t 以下のディーゼル乗用車

③一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）の取得に係る課税標準の特例措置【延長】（自動車取得税）

一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、その適用期限を 2 年延長する。

【現行措置】

☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車	30 万円控除
☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車	15 万円控除
☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車	

※☆☆☆☆：平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車
 ※燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車

④自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加【拡充】（自動車重量税、自動車取得税、自動車税）

環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税・自動車税を軽減する特例措置の対象に、環境性能を満たす中量車の一部（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下）を追加する。

（４）環境ファンドへの投資優遇制度【新規】（所得税）

地域コミュニティにおいて、個人資金等を集めて、再生可能エネルギー等の環境保全事業に投融資するエコ・コミュニティファンド等へ投資を行った場合に減税措置を講ずる。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度【延長】(所得税、法人税)

P C B汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却制度(初年度 14/100) について、適用期限を 1 年延長する。

(2) 資源再生利用設備等に係る特別償却制度【延長】(所得税、法人税)

食品循環資源再生利用設備※(食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備)、食品関連事業者が設置する生ごみ処理機・保冷設備※に係る特別償却制度(初年度 14/100) について、適用期限を 2 年延長する。

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

(3) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置【延長】(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金) 制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を 2 年延長する。

(4) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年延長する。

	現行特例率
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	1 / 2
P C B 廃棄物等処理施設	1 / 3
廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設	1 / 6

(5) 廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。

	現行特例率
自動車部品再利用製品製造設備	3 / 4
食品循環資源再生処理装置 (※)	2 / 3

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置【延長】(事業所税)

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設等に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置について、適用期限を2年延長する。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置【延長】 (固定資産税)

公害防止用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

	現行特例率
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	3 / 4
地下水浄化施設	1 / 2
土壌浄化施設	1 / 3
窒素酸化物排出抑制施設	3 / 4
ばい煙処理施設	1 / 6
揮発性有機化合物排出抑制施設	1 / 6
指定物質排出抑制施設	1 / 3
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 2
優良更新施設（※）	2 / 3

※汚水処理用施設、窒素酸化物排出抑制施設、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、ダイオキシン類排出削減施設のうち優良更新施設。

(2) 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る土地への 特例措置【延長】（特別土地保有税）

土壌汚染対策法の改正に伴い、地方税法の規定の整理を行う。

4 自然環境の保全

(1) 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置【新規】(所得税、法人税、相続税)

国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地について保全を一層促進するため、物納の要件緩和を行う等、所要の税制上の特例措置を講ずる。

(2) 自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置【延長】(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、特別土地保有税)

自然公園法及び自然環境保全法改正により特別地域等における規制対象行為が追加されることに伴う所要の措置を講ずる。

5 森林関連税制

(1) 地域材等の木材の建築物への利用を推進するための課税標準の特例措置【新規】(固定資産税)

新築木造建築物で一定の要件を満たすものについて、固定資産税を3年間(中高層耐火建築物は5年間) $1/2$ に減額する。

6 研究開発の促進

(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除(R&D税制)【延長】(所得税、法人税)

試験研究費の増加額に係る税額控除または売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。

(2) 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設【新規】(所得税、法人税、法人住民税、法人事業税)

試験研究等を目的とする独立行政法人を、全額損金算入が認められる指定寄附の対象とする措置を創設する。

地球温暖化対策税の骨子

【課税対象】

- 原則として、ガソリン、軽油、LPG、石炭、天然ガス、重油、灯油、航空機燃料といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める

【税率】

- 全体として CO2 削減効果、地球温暖化対策に必要な所要財源を勘案しつつ、税率を設定
- 各化石燃料間で極力 CO2 排出量に応じた税負担に近づけることを旨としつつ、各化石燃料の担税力や他の主要国の課税の状況、国際的な税負担のバランスも勘案
- 各化石燃料ごとに、環境関連税制として従来から位置付けられ、事実上 CO2 削減効果を発揮している既存税制の負担も視野に入れつつ検討

【課税の段階、納税義務者】

- 家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、原則として原油・石炭等の輸入者・採取者に課税（現行の石油石炭税の徴税システムを活用）
- 自動車燃料については、
 - ・他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること
 - ・国内排出量取引制度で直接にカバーされない運輸部門の多くの部分には CO2 削減効果が働かないことから、これに加えて、他の化石燃料より高い負担を求める（現行の揮発油税等の徴税システムを活用した上乗せ課税）

【既存税制との関係等】

- 自動車の車体課税については、一層の制度のグリーン化を検討
- 現行の石油石炭税における原油と石炭、天然ガスの税率格差については、新たな地球温暖化対策税と合わせた全体の負担を均衡化することを検討
- 次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引に参加している事業者の負担の軽減措置を検討

- 国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、まずは、使途となる歳出・減税で対応した上で、個別に減免の必要性を検討
- 現行石油石炭税において減免対象となっている以下の分野については、減免の必要性を検討
 - ・ 製品原料としての化石燃料
 - ・ 鉄鋼製造用の石炭・コークス
 - ・ 農林漁業用A重油

【使途】

- CO2 削減等に効果のある地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない
 例えば、チャレンジ25プロジェクトをはじめ、
 - ・ 革新的技術開発と既存先進技術の普及
 - ・ 太陽光発電、バイオマスなど新エネルギー対策
 - ・ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
 - ・ 住宅・設備・機器等の省CO2化
 - ・ 建築物・設備・機器等の省CO2化
 - ・ 集約型・低炭素型都市構造の実現
 - ・ 低炭素型交通システムの構築
 - ・ 次世代自動車の導入促進
 - ・ 森林吸収源対策
 - ・ 地方、国民の取組の支援
 - ・ 国内対策を補う海外クレジットの取得
- これらの施策を通じて、国際的な低炭素社会への流れに一早く対応した経済構造を形成し、経済に好影響を与える